

目黒区立高齢福祉施設及び障害福祉施設における次期指定管理者の  
 選定評価に係る実施方針について（案）

1 経緯

区立高齢福祉施設及び障害福祉施設において指定管理制度を導入している13施設（平成30年3月31日現在）のうち10施設が平成30年度末に指定期間を終了する。

そのため、平成30年4月に「目黒区立高齢福祉施設及び障害福祉施設における次期指定管理者選定にあたっての基本的な考え方等について」（以下「基本的な考え方」という。）をまとめたところである。

平成31年度からの指定管理者の選定に当たっては、「指定管理者制度活用の基本方針（平成17年1月6日制定。以下「基本方針」という。）」に基づき、選定する。

については、基本方針及び基本的な考え方に基づき、次期指定管理者の選定評価に係る実施方針を策定する。

2 対象施設

	施設名	現指定管理者名	
高齢福祉施設	特別養護老人ホーム中目黒	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	特別養護老人ホーム東が丘	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	特別養護老人ホーム東山	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	東山在宅ケア多機能センター	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	東が丘在宅ケア多機能センター	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	高齢者センター	社会福祉法人 奉優会	公募
障害福祉施設	福祉工房 かみよん工房	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	福祉工房 大橋えのき園	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	心身障害者センターあいアイ館	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	公募の特例
	知的障害者グループホームのぞみ寮	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会	公募

3 実施方針（案）

- (1) 公募の特例とする施設 別紙1のとおり
- (2) 公募とする施設
  - ① 高齢者センター 別紙2のとおり
  - ② 知的障害者グループホームのぞみ寮 別紙3のとおり

#### 4 今後の予定

平成30年8月5日～	公募周知・募集要項の配布
平成30年8月29日	申請受付期間
～9月5日	
8月～10月	選定委員会による選定評価
10月	指定管理者候補者の決定
	仮協定締結
11月	指定管理者の指定に関する議案を第4回区議会定例会に提出
12月	選定結果の公表
12月～平成31年3月	公募とする施設の指定管理業務の引き継ぎ
平成31年4月	基本協定締結
	指定管理業務の開始

以 上

公募の特例を適用する目黒区立高齢福祉施設及び障害福祉施設における  
指定管理者選定評価実施方針（案）

### 1 位置づけ

この実施方針は、平成 30 年度末に指定管理期間の満了を迎える目黒区立高齢福祉施設及び障害福祉施設のうち基本方針に基づく公募の特例を適用する施設について、次期指定管理者の選定評価をするための方針を定めるものである。

### 2 対象施設

高齢福祉施設	特別養護老人ホーム（中目黒、東が丘、東山）
	在宅ケア多機能センター（東山、東が丘）
障害福祉施設	福祉工房（かみよん工房、大橋えのき園）
	心身障害者センターあいアイ館

### 3 管理業務の範囲

#### （1）高齢福祉施設

##### ① 特別養護老人ホーム

- ア 介護保険法第 8 条第 27 項に規定する介護老人福祉施設サービスの提供に関する業務
- イ 介護保険法第 8 条第 9 項に規定する短期入所生活介護の提供に関する業務
- ウ 介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護の提供に関する業務
- エ 老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 11 条第 1 項第 2 号の措置を受けた者を入所させ、養護する業務
- オ 特別養護老人ホームの施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- カ 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

##### ② 在宅ケア多機能センター

- ア 介護保険法第 8 条第 18 項に規定する認知症対応型通所介護の提供に関する業務
- イ 介護保険法第 8 条第 19 項に規定する小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務
- ウ 法第 8 条の 2 第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務

る業務

エ 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務

オ 老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護する業務

カ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

キ 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

## (2) 障害福祉施設

### ① 福祉工房(かみよん工房)

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援事業に関する業務

イ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

ウ 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

### ② 福祉工房(大橋えのき園)

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護事業に関する業務

イ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

ウ 施設の設備等の保全及び修繕(区長が指定するものに限る。)に関する業務

### ③ 心身障害者センターあいアイ館

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護事業に関する業務

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所事業に関する業務

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援事業に関する業務

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定する事業として、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進等に関する業務

オ 目黒区心身障害者センター条例第3条第5項に規定する食事サービス、同条第6項に規定する入浴サービス、同条第7項に規定するボランティアの育成、心身障害者についての啓発等に関する業務

カ 目黒区心身障害者センター条例第3条第8項に規定する心身障害者に関する活動を行う団体が交流する場の提供に関する業務

- キ 目黒区心身障害者センター条例第 3 条第 9 項に規定する福祉機器の展示及び福祉機器に関する情報の収集、提供に関する業務
- ク 目黒区心身障害者センター条例第 3 条第 10 項に規定する施設を利用に供する業務
- ケ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- コ 施設の設定等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

#### 4 指定期間

基本方針における指定期間の考え方に基づき、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 41 年（2029 年）3 月 31 日までの 10 年間とする。

※日付は、現在の元号による年月日で表示。

#### 5 個人情報保護

指定管理者に対し、目黒区個人情報保護条例の規定を適用することとし、締結する協定書や個人情報保護に係る覚書により、個人情報保護の取扱いと事故が生じた場合の対応を定める。

#### 6 情報公開

協定により情報公開の取扱いに関する規程を作成し、情報公開及び指定管理業務にあたり保有する個人情報の本人開示等を行うための措置を講ずる。

#### 7 責任分担

指定管理業務に関する区と指定管理者の責任分担については、管理運営業務に関わる法令等の新設・変更、事故・火災に伴う損害等について、協定を締結する際に定める。

#### 8 行政手続条例等の適用

利用の承認などの行政処分を行うことができる場合は、行政手続法における「行政庁」に相当するため、指定管理者が行った行政処分については、目黒区行政手続条例及び同条例施行規則等が適用される。

#### 9 暴力団等の排除

目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団関係者の関与を防止するため、暴力団排除条項を協定書に規定する。

#### 10 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該

地方公共団体に代わって行うものであり、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む）並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長（副区長へ準用）並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、目黒区立特別養護老人ホーム条例等に基づき、兼業を禁止とする。

## 11 利用料金制

利用料金制は適用する。

## 12 指定管理者の継続的評価

区は、指定管理者から提出される事業報告書、利用者アンケート結果等を基に、毎年度、運営評価を実施する。評価は、区に「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会」を設置し、管理運営状況の評価を継続的に行う。

## 13 評価組織の設置と評価の方法

### （1）評価組織の設置

評価を行う組織として、「目黒区健康福祉部指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）を設置する。委員会は、区職員2名、外部有識者4名の計6名で構成する。

### （2）評価の方法

#### ① 事前評価

選定評価委員会による評価に先立ち、高齢福祉施設及び障害福祉施設を所管する健康福祉部において、被選定者から提出された書類について評価項目に従って、あらかじめ評価する。

#### ② 選定評価委員会評価

選定評価委員会評価は、被選定者から提出された書類と事前評価の結果をもとに、被選定者の視察及びヒアリングを行い、評価項目に従って総合的に評価する。

### （3）指定管理者候補者の決定

区は、選定評価委員会の評価を基に、指定管理者候補者を決定し、区議会に指定の議案を提出する。

## 14 評価の基本的な考え方

指定管理者候補者の評価に当たっては、以下の考え方を基本とする。

- （1）施設の効用を最大限に発揮させることができること。
- （2）施設の運営に関して平等利用を確保することができること。
- （3）管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有すること。

- (4) 効率的な管理運営ができること。
- (5) 法令及び条例その他の規程を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (6) その他区が求める先駆的な取組み等を実施することができること。

## 15 評価項目

次の項目について総合的に評価を行う。

- (1) 法人の運営に関する事項  
(法人の運営方針・理念など)
- (2) 法人の財務状況に関する事項  
(財務状況など)
- (3) 施設のサービスの実施に関する事項  
(施設の運営方針・理念、サービス内容、苦情解決など)
- (4) 施設の経営能力等に関する事項  
(職員体制、地域・関係機関との連携、危機管理・安全対策など)
- (5) 施設の効用を高める事項
- (6) ヒアリング及び質疑等に関する事項  
(指定管理者としての適格性など)

## 16 今後の予定

平成 30 年 8 月 29 日	申請受付期間
～9 月 5 日	
8 月～10 月	委員会による選定評価
10 月	指定管理者候補者の決定 仮協定締結
11 月	指定管理者の指定に関する議案を第 4 回区議会定例会に提出
12 月	選定結果の公表
平成 31 年 4 月	基本協定締結 指定管理業務の開始

## 目黒区高齢者センターにおける指定管理者選定評価実施方針（案）

### 1 位置づけ

この実施方針は、平成30年度末に指定管理期間の満了を迎える目黒区高齢者センターについて、次期指定管理者の選定評価をするための方針を定めるものである。

### 2 対象施設

目黒区高齢者センター

### 3 管理業務の範囲

#### (1) 目黒区高齢者センターが実施する事業を行うこと

- ① 高齢者の生活等に関する相談を行う業務
- ② 高齢者の生活等に関する図書その他の資料を収集し、利用に供する業務
- ③ レクリエーションを実施する業務
- ④ 講座及び講演会等を実施する業務
- ⑤ 高齢者及び高齢者の団体相互の交流の機会及び場を提供する業務
- ⑥ 機能回復訓練を実施する業務
- ⑦ 老人クラブに対する指導及び援助を行う業務
- ⑧ 高齢者センターの施設を利用に供すること
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、区長が必要があると認める事業

#### (2) 施設の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務

#### (3) 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

### 4 指定期間

基本方針における指定期間の考え方にに基づき、平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日までの5年間とする。

※日付は、現在の元号による年月日で表示。

### 5 個人情報保護

指定管理者に対し、目黒区個人情報保護条例の規定を適用することとし、締結する協定書や個人情報保護に係る覚書により、個人情報保護の取り扱いと事故が生じた場合の対応を定める。



## 6 情報公開

協定により情報公開の取扱いに関する規程を作成し、情報公開及び指定管理業務にあたり保有する個人情報の本人開示等を行うための措置を講ずる。

## 7 責任分担

指定管理業務に関する区と指定管理者の責任分担については、管理運営業務に関わる法令等の新設・変更、事故・火災に伴う損害等について、協定を締結する際に定める。

## 8 行政手続条例等の適用

利用の承認などの行政処分を行うことができる場合は、行政手続法における「行政庁」に相当するため、指定管理者が行った行政処分については、目黒区行政手続条例及び同条例施行規則等が適用される。

## 9 暴力団等の排除

目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団関係者の関与を防止するため、暴力団排除条項を協定書に規定する。

## 10 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであり、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む）並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長（副区長へ準用）並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、目黒区高齢者センター条例に基づき、兼業を禁止とする。

## 11 利用料金制

利用料金制は適用しない。

## 12 指定管理者の継続的評価

区は、指定管理者から提出される事業報告書、利用者アンケート結果等を基に、毎年度、運営評価を実施する。評価は、区に「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会」を設置し、管理運営状況の評価を継続的に行う。

## 13 選定評価組織の設置と評価の方法

### (1) 選定評価組織の設置

選定評価を行う組織として、「目黒区健康福祉部指定管理者選定評価委員会」（以

下「選定評価委員会」という。)を設置する。同委員会は、区職員2名、外部有識者4名の計6名で構成する。

## (2) 選定評価の方法

### ① 第一次評価（書類審査）

応募者から提出された書類をもとに、評価項目に従って評価する。

### ② 第二次評価（ヒアリングと視察による評価）

書類審査の結果、上位3候補者程度について、ヒアリング及び候補者が運営する事業所等の視察等に従って評価する。

## (3) 指定管理者候補者の決定

区は、選定評価委員会の評価をもとに、指定管理者候補者を決定し、区議会に指定の議案を提出する。

## 14 選定の基本的な考え方

指定管理者の選定は、基本的な考え方に基づき公募とし、選定に当たっては、以下の考え方を基本とする。

- (1) 施設の効用を最大限に発揮させることができること。
- (2) 施設の運営に関して平等利用を確保することができること。
- (3) 管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有すること。
- (4) 効率的な管理運営ができること。
- (5) 法令及び条例その他規程を遵守し、適正な管理運営ができること。

## 15 評価項目

- (1) 法人等の運営に関する事項  
(法人の運営方針・理念など)
- (2) 法人等の財務状況に関する事項  
(財務状況など)
- (3) 施設のサービスの実施に関する事項  
(施設の運営方針・理念、サービス内容、苦情解決など)
- (4) 施設の経営能力等に関する事項  
(職員体制、地域・関係機関との連携、危機管理・安全対策など)
- (5) 施設の効用を高める事項
- (6) ヒアリング及び質疑等に関する事項  
(指定管理者としての適格性など)

## 16 今後の予定

平成 30 年 8 月 29 日	申請受付期間
~9 月 5 日	
8 月~10 月	委員会による選定評価
10 月	指定管理者候補者の決定 仮協定締結
11 月	指定管理者の指定に関する議案を第 4 回区議会定例会に提出
12 月	選定結果の公表
12 月~平成 31 年 3 月	指定管理業務の引き継ぎ
平成 31 年 4 月	基本協定締結 指定管理業務の開始

## 目黒区立知的障害者グループホームのぞみ寮における 指定管理者選定評価実施方針（案）

### 1 位置づけ

この実施方針は、平成 30 年度末に指定管理期間の満了を迎える目黒区立のぞみ寮について、次期指定管理者の選定評価をするための方針を定めるものである。

### 2 対象施設

目黒区立知的障害者グループホームのぞみ寮

### 3 管理業務の範囲

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）第 5 条第 17 項に定める共同生活援助事業に関する業務
- (2) 総合支援法第 5 条第 8 項に定める短期入所事業に関する業務
- (3) 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- (4) 施設の設定等の保全及び修繕に関する業務

### 4 指定期間

基本方針における指定期間の考え方にに基づき、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 36 年（2024 年）3 月 31 日までの 5 年間とする。

※日付は、現在の元号による年月日で表示。

### 5 個人情報保護

指定管理者に対し、目黒区個人情報保護条例の規定を適用することとし、締結する協定書や個人情報保護に係る覚書により、個人情報保護の取扱いと事故が生じた場合の対応を定める。

### 6 情報公開

協定により情報公開の取扱いに関する規程を作成し、情報公開及び指定管理業務に当たり保有する個人情報の本人開示等を行うための措置を講ずる。

### 7 責任分担

指定管理業務に関する区と指定管理者の責任分担については、管理運営業務に関わる法令等の新設・変更、事故・火災に伴う損害等について、協定を締結する際に定める。

## 8 行政手続条例等の適用

利用の承認などの行政処分を行うことができる場合は、行政手続法における「行政庁」に相当するため、指定管理者が行った行政処分については、目黒区行政手続条例及び同条例施行規則等が適用される。

## 9 暴力団等の排除

目黒区暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、暴力団関係者の関与を防止するため、暴力団排除条項を協定書に規定する。

## 10 兼業の禁止

指定管理者による公の施設の管理は、地方公共団体からの管理権限の委任により当該地方公共団体に代わって行うものであり、地方自治法第92条の2及び第142条（同条を準用する場合を含む）並びに第180条の5第6項で規定する議員及び長（副区長へ準用）並びに行政委員会に対する兼業禁止規定は適用されない。しかし、指定管理者の選定は公正を期さなければならないことから、目黒区立知的障害者グループホーム条例に基づき、兼業を禁止とする。

## 11 利用料金制

利用料金制は適用しない。

## 12 指定管理者の継続的評価

区は、指定管理者から提出される事業報告書、利用者アンケート結果等を基に、毎年度、運営評価を実施する。評価は、区に「目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会」を設置し、管理運営状況の評価を継続的に行う。

## 13 選定評価組織の設置と評価の方法

### (1) 選定評価組織の設置

選定評価を行う組織として、「目黒区健康福祉部指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）を設置する。委員会は、区職員2名、外部有識者4名の計6名で構成する。

### (2) 選定評価の方法

#### ① 第一次評価（書類審査）

応募者から提出された書類をもとに、評価項目に従って評価する。

#### ② 第二次評価（ヒアリングと視察等による評価）

書類審査の結果、上位3候補者程度について、ヒアリング及び候補者が運営する

事業所等の視察等に従って評価する。

(3) 指定管理者候補者の決定

区は、選定評価委員会の評価をもとに、指定管理者候補者を決定し、区議会に指定の議案を提出する。

14 選定の基本的な考え方

指定管理者の選定は、基本的な考え方に基づき公募とし、選定に当たっては、以下の考え方を基本とする。

- (1) 施設の効用を最大限に発揮させることができること。
- (2) 利用者に対して自立支援及び必要な保護を適切に行うことができること。
- (3) 施設の運営に関して平等利用を確保することができること。
- (4) 管理を安定して行う物的能力、人的能力等を有すること。
- (5) 効率的な管理運営ができること。
- (6) 法令及び条例その他の規程を遵守し、適正な管理運営ができること。

15 評価項目

次の項目について総合的に評価を行う。

- (1) 法人の運営に関する事項 (法人の運営方針・理念など)
- (2) 法人の財務状況に関する事項 (財務状況など)
- (3) 施設のサービスの実施に関する事項  
(施設の運営方針・理念、サービス内容、苦情解決など)
- (4) 施設の経営能力等に関する事項  
(職員体制、地域・関係機関との連携、危機管理・安全対策など)
- (5) 施設の効用を高める事項
- (6) ヒアリング及び質疑等に関する事項 (指定管理者としての適格性など)

16 今後の予定

平成 30 年 8 月 29 日	申請受付期間
~9 月 5 日	
8 月~10 月	委員会による選定評価
10 月	指定管理者候補者の決定 仮協定締結
11 月	指定管理者の指定に関する議案を第 4 回区議会定例会に提出
12 月	選定結果の公表
12 月~平成 31 年 3 月	指定管理業務の引き継ぎ
平成 31 年 4 月	基本協定締結 指定管理業務の開始

生活福祉委員会資料  
平成30年4月11日  
健康福祉部健康福祉計画課  
健康福祉部高齢福祉課  
健康福祉部障害福祉課

目黒区立高齢福祉施設及び障害福祉施設における次期指定管理者  
選定にあたっての基本的な考え方等について

Ⅰ 主な経緯と背景

平成18年度から、特別養護老人ホーム等の区立高齢福祉施設、及び福祉工房等の区立障害福祉施設は、順次、指定管理者制度（以下「制度」という。）を導入してきた。

制度の導入にあたり、施設の管理運営を受託していた「社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（以下「事業団」という。）」から、区民サービスの向上と経費の効率化等に向けた経営改善計画（平成17年度～20年度）が区に提出され、これを踏まえて事業団は当該施設の指定管理者の指定を受けた。

当初の指定期間（平成18年度～20年度）終了後には、「指定管理者制度活用の基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、これまでの管理運営実績と評価を踏まえ、業務の継続性や安定性により利用者サービスの向上が期待されることから、「継続（公募の特例）」を適用し、平成21年度～30年度の10年間を期間として事業団が指定管理者に指定された。

指定に際して、事業団は、引き続き経営改善の取組みを推進するため10か年の「経営計画」（平成21年度～30年度）を策定し、その後「第二次経営計画」（平成25年度～34年度）を定めて、受託事業や自主事業の拡大等により経営基盤の強化を図ることとした。平成26年度からは、高齢福祉施設で利用料金制を導入している。

その後の社会福祉法人を取り巻く状況の変化に対応し、事業団では、より質の高いサービスを提供しながら、地域のネットワークづくりや地域貢献などに積極的に取り組むとともに、新規に整備する特別養護老人ホーム等の運営を効率的・効果的に行い経営基盤を安定させていくことを目指して、平成30年2月に「第三次経営計画」（平成30年度～40年度）を策定したところである。

なお、知的障害者グループホームは平成18年度から特命による選定、高齢者センターは平成21年度から公募選定により、民間社会福祉法人が指定管理者として指定され、現在に至っている。

こうした経緯を踏まえ、このたび、区立高齢福祉施設及び障害福祉施設において制度を導入している13施設（平成30年3月31日現在）のうち10施設が平成30年度末に指定期間を終了することから、今後も、地域に開かれ、区民から信頼される良質な福祉施設サービスを提供していくために、平成31年度からの指定管理者選定にあたっての基本的な考え方等を、以下のとおり取りまとめる。

＜指定管理現況一覧（平成 30 年度末に指定期間を終了する施設）＞

	指定管理者が管理する公の施設名	指定期間（自）（至）	年	指定管理者名
高齢福祉施設	特別養護老人ホーム 中目黒	H21.4.1 H31.3.31	10	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	特別養護老人ホーム 東が丘	H21.4.1 H31.3.31	10	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	特別養護老人ホーム 東山	H21.4.1 H31.3.31	10	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	東山在宅ケア多機能 センター(※)	H29.3.1 H31.3.31	2	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	東が丘在宅ケア多機能 センター(※)	H30.3.1 H31.3.31	1	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	高齢者センター	H26.4.1 H31.3.31	5	社会福祉法人 奉優会
障害福祉施設	福祉工房 かみよん工房	H21.4.1 H31.3.31	10	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	福祉工房 大橋えのき園	H21.4.1 H31.3.31	10	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	心身障害者センター あいアイ館	H21.4.1 H31.3.31	10	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団
	知的障害者グループ ホームのぞみ寮	H21.4.1 H31.3.31	10	社会福祉法人 東京都手をつなぐ育成会

※ 高齢者在宅サービスセンターを転用

II 指定管理者の選定にあたっての基本的な考え方

- 指定管理者の選定については、基本方針や施設の事業内容に基づき、次のとおり公募の特例によるものと、公募によるものとする。

	公募の特例とする施設	公募とする施設
高齢福祉施設	特別養護老人ホーム (中目黒、東が丘、東山)	高齢者センター
	在宅ケア多機能センター (東が丘、東山)	
障害福祉施設	福祉工房 (かみよん工房、大橋えのき園)	知的障害者グループホームのぞみ寮
	心身障害者センターあいアイ館	



## 1 公募の特例とする施設

公募の特例とする8施設については、基本方針に沿って、現在の指定管理者である事業団を継続して選定する方向で、手続きを進めることとする。

### (理由)

- 事業団は、目黒区が設置する社会福祉施設の合理的、効率的、かつ柔軟な運営を確保し、区と一体となって、広く区民の福祉の向上と増進に寄与することを目的に設立された団体であり、区が求める社会福祉施策の推進に大きく貢献してきた。
- 事業団はこれまでの区立施設の運営を通して、緊急保護や医療的ケアが必要な方など、一般の社会福祉法人や民間では受け入れ困難な方を積極的に受け入れる等、先駆的な取り組みを行ってきた。今後もこうした施設運営を行い、利用者サービスの更なる向上を図っていくためには、区と事業団が連携を図りながら、そのノウハウや経験をより一層活かしていく必要がある。
- 事業団によるこれまでの高齢・障害福祉施設の指定管理業務は、地域に開かれた施設として、地域の住民やボランティアとの連携・協力や交流を継続的に行うなど、毎年高い評価を得ており、今後も安定的で質の高い管理運営業務が遂行できる。
- 高齢・障害福祉施設は、利用者の心身の状況や環境等の的確な把握に努め、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う必要がある。利用者と職員との信頼関係の構築に時間を要する施設であり、利用者の特性から長期的に安定したサービスの提供が求められている。

### <目黒区健康福祉部指定管理者運営評価委員会における評価>

施設名	評価委員会評価								備考
	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	
特別養護老人ホーム 中目黒	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	
特別養護老人ホーム 東が丘	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	
東が丘高齢者在宅サービスセンター	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	平成30年3月、東が丘在宅ケア多機能センターに転用
特別養護老人ホーム 東山	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	
東山在宅ケア多機能センター								B+	平成29年3月開設
かみよん工房	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	
大橋えのき園	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	
心身障害者センター	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	B+	

※ 評価：[A] 優れている、[B+] 必要な水準を超えている

[B] 必要な水準を満たしている、[C] 改善が必要である

※ 委員は、高齢福祉、障害福祉、経営に関するそれぞれの有識者と区職員の6人で構成

### 【高齢福祉施設】

- 事業団が運営する高齢福祉施設については、これまで、虐待等で保護が必要な方の緊急保護や経管栄養（胃ろう）、常時吸引など医療的ケアが必要な方を積極的に受け入れていることから、区民のニーズに的確に対応したサービスの提供が期待できる。
- 町会・自治会等の行事に参加するなど地域との交流を積極的に行い、地域交流スペースを活用した高齢者の居場所づくりやボランティアの受け入れを進めるなど、地域との信頼関係を構築するなど、今後も安定的で継続的な運営が期待できる。
- 平成 26 年度には利用料金制を導入し、効率的経営及び利用者の利便性の向上につなげた。また、平成 28・29 年度には、高齢者在宅サービスセンターを在宅ケア多機能センターへ転用し、24 時間 365 日運営することで在宅生活の支援を充実させている。在宅介護支援センターの廃止に伴い、自主事業による居宅介護支援事業を開始するなど、事業団の自主性・自立性の充実を進めてきている。
- 平成 32 年度には、目黒 3 丁目国有地を活用した特別養護老人ホームの整備・運営を自主事業で実施する予定であり、今後も、質の高いサービスの確保と、効果的・効率的な経営が期待できる。

### 【障害福祉施設】

- 事業団が運営する障害福祉施設については、これまで、利用者・家族のニーズを把握し、障害特性や障害程度に配慮した事業展開を行っていることなどから、長期に安定したサービスの提供が期待できる。
- かみよん工房は、パン製造を軌道に乗せ利用者工賃の大幅増を実現し、大橋えのき園は、利用者ニーズにあった活動を提供するためブランドプロジェクトを立ち上げ製品化（ピクルス、ガラス製品）に取り組むなど、今後も安定的な運営が期待できる。
- これまで地域の子どもたちとの交流や、施設の祭り等の行事に近隣高校や地元企業がボランティアとして参加するなど、地域住民との信頼関係が築かれており、今後も安定的で継続的な運営が期待できる。
- 心身障害者センターの生活介護事業において、平成 23 年度（区内初）から医療的ケアを要する利用者の受け入れを行ってきた。また、相談支援体制の充実を図るため、区との連携を強化してきており、今後も、質の高いサービスの確保が期待できる。

## (1) 指定管理業務の範囲

別紙 1 のとおり

## (2) 指定期間

高齢福祉施設、障害福祉施設は、利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービス提供が求められる施設であるため、基本方針における指定期間の考え方にに基づき、ともに、平成 31 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

### (3) 指定管理者選定の評価組織等について

基本方針に沿って、以下の事項について、総括的な評価を行う委員会を設置する。

委員は、高齢福祉、障害福祉、経営に関するそれぞれの有識者と区職員で構成し、6人程度とする。

- ① 指定管理期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度の状況を含む）
- ② 施設の事業内容の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度
- ③ 次期指定管理期間中の事業計画、収支予算計算の評価結果
- ④ その他、施設の実状に応じ判断する上で必要な事項

## 2 公募とする施設

高齢者センターについては、老人福祉法に定める老人福祉センターとして、広く地域の高齢者を対象とする施設であることから、基本方針の制度活用の基本的考え方に基づき、その管理運営に民間事業者の持つ技術やノウハウをさらに生かし、区民サービスの向上と経費の効率的な活用を図るため、公募による選定を行うこととする。

知的障害者グループホームのぞみ寮については、業務の継続性や安定性により利用者サービスの向上が期待されるため、「公募の特例」の適用も考えられるが、現在の指定管理者から、法人の事業を整理し、次期指定管理者は受けない旨の申出があったことから、基本方針に基づき、公募による選定を行うこととする。

### (1) 指定管理業務の範囲

別紙2のとおり

### (2) 指定期間

高齢者センター、のぞみ寮ともに、基本方針に基づき、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの原則5年とする。

### (3) 指定管理者選定の評価組織について

基本方針に沿って、選定組織を設置する。委員は、高齢福祉、障害福祉、経営に関するそれぞれの有識者と区職員で構成し、6人程度とする。

### Ⅲ 今後の予定

平成30年7月

選定評価委員会設置

(平成29年度指定管理者運営評価結果を生活福祉委員会報告)

8月

次期指定期間に係る実施方針案を生活福祉委員会報告

公募とする施設の指定管理者公募

8月～10月

選定評価委員会による評価・選定

10月

候補者決定

仮協定の締結

11月

指定議案提出(区議会第4回定例会)

指定管理者の指定

12月～平成31年3月

公募とする施設の指定管理業務引継ぎ

平成31年3月

基本協定の締結

以 上

## 指定管理業務の範囲

## ◆ 公募の特例とする施設

## ア 高齢福祉施設

## ○ 特別養護老人ホーム

- ① 介護保険法第8条第27項に規定する介護老人福祉施設サービスの提供に関する業務
- ② 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護の提供に関する業務
- ③ 介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護の提供に関する業務
- ④ 老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第2号の措置を受けた者を入所させ、養護する業務
- ⑤ 特別養護老人ホームの施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ⑥ 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

## ○ 在宅ケア多機能センター

- ① 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護の提供に関する業務
- ② 介護保険法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務
- ③ 介護保険法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する業務
- ④ 老人福祉法第10条の4第1項第2号又は第4号の措置を受けた者を通所、訪問又は短期間の宿泊により養護する業務
- ⑤ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ⑥ 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

## イ 障害福祉施設

## ○ かみよん工房

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第14項に規定する就労継続支援事業に関する業務
- ② 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ③ 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

## ○ 大橋えのき園

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規

定する生活介護事業に関する業務

- ② 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ③ 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

○ 心身障害者センター

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護事業に関する業務
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する短期入所事業に関する業務
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する相談支援事業に関する業務
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条第1項第9号に規定する事業として、創作的活動の機会の提供及び社会との交流の促進等に関する業務
- ⑤ 目黒区心身障害者センター条例第3条第5項に規定する食事サービス、同条第6項に規定する入浴サービス、同条第7項に規定するボランティアの育成、心身障害者についての啓発等に関する業務
- ⑥ 目黒区心身障害者センター条例第3条第8項に規定する心身障害者に関する活動を行う団体が交流する場の提供に関する業務
- ⑦ 目黒区心身障害者センター条例第3条第9項に規定する福祉機器の展示及び福祉機器に関する情報の収集、提供に関する業務
- ⑧ 目黒区心身障害者センター条例第3条第10項に規定する施設を利用に供する業務
- ⑨ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ⑩ 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

指定管理業務の範囲

◆ 公募とする施設

ア 高齢福祉施設

○ 高齢者センター

- ① 高齢者の生活等に関する相談を行う業務
- ② 高齢者の生活等に関する図書その他の資料を収集し、利用に供する業務
- ③ レクリエーションを実施する業務
- ④ 講座及び講演会等を実施する業務
- ⑤ 高齢者及び高齢者の団体相互の交流の機会及び場を提供する業務
- ⑥ 機能回復訓練を実施する業務
- ⑦ 老人クラブに対する指導及び援助を行う業務
- ⑧ この施設の施設（以下「施設」という。）を利用に供する業務
- ⑨ 施設の利用の承認、不承認、制限その他の利用に関する業務
- ⑩ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務

イ 障害福祉施設

○ のぞみ寮

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 7 項に規定する共同生活援助に関する業務
- ② 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 8 項に規定する短期入所に関する業務
- ③ 施設及び器具等の日常の維持管理に関する業務
- ④ 施設の設備等の保全及び修繕（区長が指定するものに限る。）に関する業務

**【参考資料】 指定管理者制度活用の基本方針（平成 20 年 5 月 15 日）より抜粋**

◆ 公募の特例（「指定管理者制度活用の基本方針」4（4））

既に指定管理者制度を導入し、指定期間の満了を迎える施設の中には、同一の指定管理者を引き続き選定することにより、より高い効果が期待でき事業の継続性や安定性が発揮され、利用者サービスが向上する場合もある。そうした場合に限り特例として公募を行わず、継続して選定することも可とします。

継続する場合は、指定期間満了を迎える前の適切な時期に上記（3）の選定体制を準用した評価組織を設置し、以下の事項について総括的な評価を行い、その結果に基づき決定します。

- ① 指定期間中の運営評価結果の状況（利用者満足度の状況を含む）
- ② 施設の事業内容（人的サービス中心、事業企画中心など）の特性から求められる要素（安定性、継続性、計画性など）の重要度
- ③ 次期指定期間中の事業計画、収支予算計画の評価結果
- ④ その他、施設の実状に応じ判断する上で必要な事項

なお、継続して選定する場合はその理由を明らかにし、透明性の確保を図ります。

◆ 管理業務の範囲（「指定管理者制度活用の基本方針」5（2））

施設ごとに実施する事業を明確にし、指定管理者が行う管理業務の範囲を定めます。また、これに基づき、詳細な仕様を作成します。

◆ 指定期間（「指定管理者制度活用の基本方針」5（3））

指定期間については、施設で実施している事業内容に応じた適切な期間としていく必要があります。区民サービスの安定及び向上を図るとともに、指定管理者の運営のノウハウを活用し一定の成果を得ていくため、指定期間は5年を原則とします。

ただし、特に利用者との信頼関係の構築に時間を要する施設で、長期的に安定したサービスの提供が求められる施設については、10年までの範囲で適切な期間を設定することも可とします。